

消費生活の安全・安心に関する事業について

県民生活課

1 事業の目的

県民の消費生活における安全・安心の実現のため、情報化の進展、成年年齢引き下げ等社会情勢の変化によって生じる新たな消費者問題にも対応し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 消費生活安全・安心事業 32,552千円

① 次期秋田県消費者教育推進計画（平成32～36年度）の策定

消費者教育推進法の基本理念や国の基本方針を踏まえ、市町村や地域の多様な主体と連携を図りながら、効率的かつ体系的な消費者教育を推進するための計画を策定

② 高齢者の特殊詐欺被害の防止

○ 関係機関等との連携による啓発リーフレットの配布及び啓発講座開催等

③ 地域における消費者問題解決力の強化

- 小学生向け消費者教育用冊子の配布
- 消費者トラブル未然防止、消費税率引き上げ等に関する啓発講座の開催
- 食品表示法の周知・指導（セミナーの開催、事業者相談・指導等）

④ 消費生活相談体制の充実

- 市町村相談窓口への支援
- 消費生活相談員の研修への参加等によるスキルアップ

⑤ 市町村の消費者行政への助成（市町村補助金：補助率10/10）

- ・対象市町村：11市3町
- ・取組内容：専任の消費生活相談員の配置、研修会への参加、啓発事業等

(2) 消費者行政強化事業 6,674千円

① 新たな消費者問題に対応した人材の育成と消費者教育の推進

- 消費生活相談員の国民生活センター主催研修の受講
- 食品の安全・安心に関する消費者向け講演会の開催
- 地球温暖化防止など環境や社会に配慮した消費活動「エシカル消費」の普及・啓発

② 若年者向け消費者教育の推進

- 教育庁と連携した消費者教育の推進
 - ・教員向け指導力向上研修の実施
 - ・インターネットによる消費者トラブル防止のための支援講座等の開催
- 若年者の被害防止のための消費者問題講演会の開催
- 消費者教育現況調査の実施

③ 市町村の消費者行政への助成（市町村補助金：補助率1/2）

- ・対象市町村：3市1町1村
- ・取組内容：新たな消費者問題に対応した消費者教育等

3 予算額

39,226千円

【参考】秋田県消費者教育推進計画の策定について

I 現行計画（平成27～31年度）の概要

1	根拠法
	消費者教育推進法（平成24年12月施行）第10条第1項
2	基本方針
	消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定） （1）消費者の年齢等の特性に配慮 （2）学校や地域、家庭、職場等、特性に配慮した消費者教育の推進 （3）消費者行政部局と教育行政部局の連携 （4）行政と地域消費者団体等多様な主体との連携による推進
3	消費者教育推進の内容
	基本方針に基づき、学校（小・中・高等学校及び特別支援学校）や大学、地域社会、家庭及び職域において、啓発活動等を実施

II 次期計画策定における重点的な視点及びスケジュール

1	重点課題
	（1）高齢化や、情報化社会の進展など経済社会情勢の変化、成年年齢引き下げ、消費税率引き上げ等の制度改正への対応 （2）特殊詐欺等、依然として多発する消費者被害・トラブルの防止
2	スケジュール
	2019年6月 県議会（骨子案説明） 7月～8月 消費者教育現況調査 2020年1月 パブリックコメント実施 2月 県議会（計画案説明） 3月 策定